

水第5号議案

横浜市工業用水道条例の一部改正

横浜市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市工業用水道条例の一部を改正する条例

横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市工業用水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る工業用水道料金について適用し、同日前の使用に係る工業用水道料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

工業用水道料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市工業用水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市工業用水道条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$

（料金）

第30条 （第1項省略）

- 2 毎月の料金は、次の各号に掲げる種類ごとに、当該各号に掲げる金額に月ごとの当該水量を乗じた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（第1号から第5号まで省略）